

10 保育料・副食費

1 保育料・副食費(以下、「保育料等」という。)について

(1) 納付のお願い

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。保護者の収入状況等に応じて、保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部を負担していただきます。また、副食費は、給食を提供するための食材費等に充てられるものです。

このことについて十分御理解いただき、必ず納付(原則口座振替)いただきますようお願いいたします。

(2) クラス年齢と保育料等の関係について

0～2歳児クラスは保育料が必要です。

3～5歳児クラスは保育料が無償となりますが、副食費(おかず代)が必要です。

副食費の額は施設によって異なりますので、各保育施設にご確認ください。

(0～2歳児クラスにおける主食費、副食費は保育料に含まれています。)

0～2歳児クラス	保育料
3～5歳児クラス	副食費

2 保育料の額・副食費の徴収(又は免除)の決定方法について

保育料は、児童と同一世帯(祖父母や未婚のパートナー等の同居人、単身赴任者、親元を離れて暮らす子ども等を含む)に属する者の市町村民税をもとに決定します。

原則として【父母(未婚のパートナー含む)】が保育料算定対象者ですが、父母の収入状況[※1]に応じて【父母以外で家計の主宰者となる方】も保育料算定対象者となり、全員の市町村民税を合算した金額をもとに毎年決定されます。(具体的な金額は次ページ「保育料等 徴収月額基準表」のとおりです。)

保育料等算定対象者

=

父母

※未婚のパートナー含む

+

(父母の収入状況[※1]に応じて)

家計の主宰者(祖父母・同居人等のうちひとり)

※「保育料等算定対象者」は、父母の収入状況[※1]に応じて同居の祖父母等を含めるものであり、必ずしも住民票上の世帯員のみとは限りません。

[※1]父母(ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか一人)の収入の合計額が基準額(月額 10 万円(年額 120 万円))未満であり、かつ、祖父母等と同居している場合、その祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者一人を「家計の主宰者」として「保育料等算定対象者」に加え、保育料を決定します。

保育料等の算定対象に祖父母等が含まれていても、父母の収入の増額等により平均収入月額が継続的に10万円を超えるようになったときは、保育料等の算定対象から祖父母等を外すことができます場合があります。

なお、算定対象から祖父母等を外した場合も、毎年4月と9月の保育料決定時に、父母の平均収入月額が継続的に10万円を超えているか確認します。

<必要提出書類> ※状況により異なりますのでまずは保育課までお問い合わせください。

①収入金額等申立書 ②給与明細書3か月分

(1) 保育料等の決定に用いる市町村民税の参照年度について(※毎年9月が切り替わりのタイミング)

令和8年									令和9年		
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和7年度市町村民税に応じて決定 (令和6年中の収入により算定)					令和8年度市町村民税に応じて決定 (令和7年中の収入により算定)						

参照する税年度の切り替わりのタイミングで、毎年、保育料等の決定(9月分以降)を行います。

※税額に変更等があった場合は、速やかに保育課へ申し出て、申告書の控えを提出してください(年度内に限る)。

(2) 課税状況が確認できない方の保育料等について

確定申告をしていない等により市町村民税額の確認ができなかった場合は、保育料は「D13 階層(最高額)」、副食費は「徴収」にて仮決定いたします。必要な書類を提出いただいた後、改めて保育料の決定を行います。

※年度内に限る。

(3) 保育料の多子軽減について

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合の保育料等は、半額または無料になる場合があります。

詳しくは15ページをご確認ください。

(4) 月中途に入所・退所した場合の保育料について

保育実施の有無等(日・祝等)を考慮して、日割り計算となります。なお、退所せずに保育所等を欠席した場合等は、利用の有無にかかわらず所定の保育料がかかりますのでご注意ください。

(5) ひとり親世帯／障がいのある人がいる世帯等の保育料等について

- 次の要件をすべて満たす場合、保育料等は、【徴収月額基準表【特例】】により決定されます。
- ① 保育料等の算定に用いる市町村民税額の合算額が77,101円未満である
 - ② ひとり親世帯【※1】、又は、障害者手帳等を所持している世帯【※2】、又は、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

【※1】 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

【※2】 「児童と同一世帯員」について、次のいずれかの状況に該当する世帯

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯

(6) 算定に用いる市町村民税所得割額について

【配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等】を適用する前の金額を用います。

(7) 保育料等を決定するための徴収月額基準表について

＜保育料等 徴収月額基準表＞

階層 区分 【※3】	市町村民税の 課税状況等		保 育 料 (多子軽減による2人目保育料)		副 食 費
			0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
			標準時間	短時間	標準時間・短時間 ・教育標準時間
A	生活保護世帯等【※4】		0	0	市町村民税額 57,700円【※5】 未滿
B	非 課 税 世 帯		0	0	
C1	均 等 割 の み 課 税		13,000 (6,500)	12,300 (6,150)	
C2	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600 円 未滿	17,100 (8,550)	16,160 (8,080)	徴収免除
D1		48,600 円 以上 60,700 円 未滿	19,200 (9,600)	18,150 (9,080)	
D2		60,700 円 以上 71,600 円 未滿	21,900 (10,950)	20,700 (10,350)	市町村民税額 57,700円【※5】 以上 徴収
D3		71,600 円 以上 83,700 円 未滿	25,900 (12,950)	24,500 (12,250)	
D4		83,700 円 以上 97,000 円 未滿	30,000 (15,000)	28,350 (14,180)	
D5		97,000 円 以上 108,400 円 未滿	32,800 (16,400)	31,000 (15,500)	
D6		108,400 円 以上 123,300 円 未滿	36,700 (18,350)	34,700 (17,350)	
D7		123,300 円 以上 145,000 円 未滿	40,600 (20,300)	38,360 (19,180)	
D8		145,000 円 以上 169,000 円 未滿	44,500 (22,250)	42,000 (21,000)	
D9		169,000 円 以上 190,300 円 未滿	50,000 (25,000)	47,250 (23,630)	
D10		190,300 円 以上 222,300 円 未滿	54,000 (27,000)	51,030 (25,520)	
D11		222,300 円 以上 301,000 円 未滿	58,500 (29,250)	55,300 (27,650)	
D12		301,000 円 以上 397,000 円 未滿	60,300 (30,150)	57,000 (28,500)	
D13		397,000 円 以上	64,000 (32,000)	60,480 (30,240)	

【月額／円】

＜保育料等 徴収月額基準表【特例】＞

階層 区分 【※3】	保 育 料 (多子軽減による2人目保育料)		副 食 費
	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	標準時間	短時間	標準時間・短時間 ・教育標準時間
A	0	0	徴収 <u>免除</u>
B	0	0	
C1	5,800 (0)	5,500 (0)	
C2	6,200 (0)	5,900 (0)	
D1	6,700 (0)	6,400 (0)	
D2	7,200 (0)	6,800 (0)	
D3	7,700 (0)	7,300 (0)	
※市町村民税所得割額 77,101円未満			

- ・2人目が()内の金額で、3人目以降は無料です。
- ・利用する保育施設によって、保育料以外に施設の運営にかかる経費や、教材費等の特定負担額を求めることがあります。詳しくは各保育施設にご確認ください。

【※3】 認定こども園等を幼稚園的利用(1号認定)する場合、階層区分は、「1」や「2」といった数字のみで表記される階層となり、保育料は無償化により0円となる一方で、副食費がかかります。

【※4】 ・生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)
・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

【※5】 認定こども園等を幼稚園的利用(1号認定)する場合には、57,700円を77,101円と読み替えてください。

3 保育料等の多子軽減について -上の子がいる場合の保育料等-

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合について、保育料が半額又は無料に、又は、副食費が徴収免除となる場合があります。(これを多子軽減といいます。)上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。なお、上の子の通う施設によっては、在園証明書等の提出が必要になる場合があります。

<多子軽減の適用表(保育所の利用(3号認定及び2号認定)の場合)>

世帯の状況	市町村民税 所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の保育料 / 副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
ひとり親世帯 又は 障がいのある 人がある世帯等 (詳細は前ページ参照)	77,101円 未満	父母と同一生計の 子ども全て	不要	0円 / 0円	0円 / 0円
	77,101円 以上	施設[※1]に在籍する 就学前児童のみ	通所施設 により要 [※1]	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円
上記以外の世帯	57,700円 未満	父母と同一生計の 子ども全て	不要	半額 / 0円	0円 / 0円
	57,700円 以上	施設[※1]に在籍する 就学前児童のみ	通所施設 により要 [※1]	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円

<多子軽減の適用表(幼稚園の利用(1号認定)の場合)>

世帯の状況	市町村民税 所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
全ての世帯	77,101円 未 満	多子軽減の有無にかかわらず、第1子から0円(市町村民税の金額により免除)			
	77,101円 以 上	小学校1～3年生 及 び 施設[※1]に在籍する 就 学 前 児 童	通所施設 により要 [※1]	全額 (軽減なし)	0円

[※1] 多子軽減の対象施設及び在園証明書の一覧表

多子軽減対象施設及び在園証明書が不要か必要かどうかについては次のとおりです。

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**不要**

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 地域型保育事業所
- 企業主導型保育事業所

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**必要**

- 特別支援学校幼稚園部
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 児童心理治療施設

4 保育料等の変更・減免について

(1) 保育料等の変更について

次のような場合に、保育料等の変更が必要な場合がありますので、保育課、支所又は利用中の保育施設(以下、「保育課等」という。))に必要な書類を提出してください。なお、市の調査等により世帯状況の変更等が発覚した場合、遡及して差額分の保育料等を徴収する場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

※書類が**保育課**に到着した翌月の保育料等決定時に変更を行います。

※年度末までに到着したものが有効です。 **※原則として年度を超える保育料等の変更は行いません。**

i) 世帯状況に変更があった場合

- 離婚した／離婚を前提とした別居を始めた／配偶者が亡くなった
- 結婚した／未届だが同居を始めた
- 祖父母等と同居(別居)を始めた
- 家計の主宰者が変わった(祖父母の扶養に入った等)
- 生活保護の受給開始／保護廃止となった
- 世帯員の障害者手帳等の所持状況が変わった

<必要提出書類> ●教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)

●その他の書類(必要な場合と不要な場合があります。詳細については、保育課へお問い合わせください。)

ii) 所得税・市町村民税額に変更があった場合

※市民税課・税務署への申告期限はその年度の**12月末日まで**

市民税課や税務署へ修正申告した場合は、保育課へ申し出てください。(期限を過ぎて申告したものは無効です。)

<必要提出書類> ●申告書の控え

(2) 保育料の減免について

児童の属する世帯が、火災・風水害等の災害その他特別の事情により、納付が困難であると認められる場合には、申請により保育料が減免される場合(副食費は対象外)があります。詳しくは保育課にお問い合わせください。

5 保育料等の納付について

(1) 保育料等の納付先について

保育料等の納付先は、利用する施設に応じて次のとおりです。以下では、「①東広島市」へ納付する場合の説明を記載しています。「②各保育施設」は、直接保育施設への納付となりますので、各施設にお問い合わせください。

	公立		私立		
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園	小規模保育事業
保育料	①東広島市	①東広島市	①東広島市	②各保育施設	②各保育施設
副食費	①東広島市	①東広島市	②各保育施設	②各保育施設	なし

－ 広域利用による他市町村の保育施設を利用する場合 －

- 公立保育施設 → 「他市町村の自治体」へ納付
- 私立保育施設(保育所) → 「①東広島市」へ納付
- 私立保育施設(認定こども園等) → 「②各保育施設」へ納付

(2) 東広島市への納付方法について

保育料及び副食費の納付は、**口座振替を原則**としています。御理解と御協力をお願いします。

(市内に本店・支店のある銀行に限ります。)

※口座振替の手続きが困難な場合、送付する納付書により**金融機関の窓口で納付**していただくことになります。

(3) 口座振替申込み方法

- 提出書類 「保育所(園)保育料口座振替依頼書(以下、「口座振替依頼書」という。)」 ※入所決定後、保育施設より配布
- 提出先 直接、「口座振替依頼書」に記入した金融機関の窓口へ提出

※きょうだいの引落し口座は、同一口座にしてください。
※振替日に残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替は実施しません。振替日以降に送付される「督促状(兼納付書)」を金融機関の窓口へ持参し納付してください。
※口座振替依頼書提出後、口座振替の手続きが完了するまで最大2か月程度かかります。

－ 第2子が入所した場合など、既に口座登録を済ませたきょうだいが他にいる場合 －

原則として登録済のきょうだいの口座から保育料等を引落しますが、東広島市が1年間以上に渡って保育料・副食費を引き落していない口座からは、保護者からの連絡がなければ引き落とすことができません。新たに金融機関の窓口で申込を行うか、どのきょうだいの登録済口座を使用するのか保育課まで連絡してください。

(4) 口座振替日(納期限)について

期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)
4月分	令和8年 4月30日	8月分	令和8年 8月31日	12月分	令和9年 1月 5日
5月分	令和8年 6月 1日	9月分	令和8年 9月30日	1月分	令和9年 2月 1日
6月分	令和8年 6月30日	10月分	令和8年11月 2日	2月分	令和9年 3月 1日
7月分	令和8年 7月31日	11月分	令和8年11月30日	3月分	令和9年 3月31日

(5) 保育料等が滞納になった場合について

i) 児童手当からの徴収について

保育料等に滞納があるにもかかわらず継続的な納付が困難な場合については、児童手当に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書に基づいて保育料等に充当します。詳しくは保育課までお問い合わせください。

ii) 滞納への対応について

督促状(兼納付書)記載の期日までに保育料等の納付がない場合、次のような対応を取る場合があります。

- 自宅及び勤務先への電話・訪問
- 勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査
- 差押(預金・給与・生命保険・不動産等)の滞納処分

なお、保育料等を滞納した期間に応じて延滞金がかかる場合があります。